

相続に係る審判事件の国際裁判管轄（補論）

第1 中間試案における提案

① 裁判所は、相続に係る審判事件（注1）（注2）について、相続開始の時に
おける被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所
が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又
は居所が知れない場合には日本国内に最後に住所を有していたとき（た
だし、被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件にあっては、
被相続人の死亡後に申立てをする場合（注3）を除き、被相続人の住所が
日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその
居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合
には申立て前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所
を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）。）は、管轄権を
有するものとする。

②（注4）

【甲案】

【甲A案】

裁判所は、相続に係る審判事件について、遺産に含まれる財産が日
本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。ただし、当該日本
国内にある財産の価額が著しく低いときを除くものとする（注5）。

【甲B案】

裁判所は、相続財産の保存又は管理に関する処分、財産分離、相続
人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分及び遺言執行
者の選任の各審判事件について（注6）、遺産に含まれる財産が日本国内
にあるときは、管轄権を有するものとする。（注7）

【乙案】

相続に係る審判事件について、遺産に含まれる財産の所在地に基づく
国際裁判管轄に係る特段の規律は設けないものとする。

③ 当事者は、遺産の分割に関する審判事件（注8）について、合意により、
日本の裁判所に遺産の分割に関する審判の申立てをすることができるこ
とを定めることができるものとする。（注9）

④ 裁判所は、①及び②の規律にかかわらず、推定相続人の廃除の審判又

は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件（注 10）について、推定相続人の廃除の審判事件又はその取消しの審判事件が日本の裁判所に係属しているときに限り、管轄権を有するものとする。

（注 1）「相続に係る審判事件」とは、相続の承認及び放棄に関する審判事件（相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長，相続財産の保存又は管理に関する処分，限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理，限定承認の申述の受理，限定承認の場合における鑑定人の選任，限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任及び相続の放棄の申述の受理），遺産の分割に関する審判事件（遺産の分割，遺産の分割の禁止及び寄与分を定める処分）等（家事事件手続法別表第一の 86 の項から 110 の項まで及び 133 の項並びに同法別表第二の 11 の項から 14 の項まで）をいい，外国法において上記各事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注 2）例えば④のように，相続に関する審判事件のうち特定の種類の事件について①の規律の対象から除外することについては，引き続き検討する。（注 10）を参照のこと。

（注 3）④推定相続人の廃除の審判事件（家事事件手続法別表第一の 86 の項。被相続人が請求する場合（民法第 892 条）と遺言が効力を生じた後に遺言執行者が請求する場合（民法第 893 条）とがある。），⑤推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件（家事事件手続法別表第一の 87 の項。被相続人が請求する場合（民法第 894 条第 1 項）と遺言が効力を生じた後に遺言執行者が請求する場合（民法第 894 条第 2 項，第 893 条）とがある。），⑥遺言の確認の審判事件（家事事件手続法別表第一の 102 の項。）及び⑦遺留分の放棄についての許可の審判事件（同法別表第一の 110 の項。相続の開始前の申立てに限られる（民法第 1043 条第 1 項参照。））は，いずれも，「被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件」に当たる。したがって，「被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件」を「被相続人の死亡後に申立てをする場合」としては，④推定相続人の廃除の審判事件について遺言が効力を生じた後に遺言執行者が申立てをする場合，⑤推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件について遺言が効力を生じた後に遺言執行者が申立てをする場合及び⑥遺言の確認の審判事件について被相続人の死亡後に申立てがされる場合を挙げることができる。

（注 4）②については，相続に係る審判事件に含まれる事件のうち特定のものの国際裁判管轄に係る【甲 B 案】のような規律のほか，例えば，相続に係る審判事件のうち，遺産に含まれる財産の管理を内容とする特定の事件類型については，裁判所は遺産に含まれる財産が一定程度，日本国内に所在するときは管轄権を有するものとするなどの明文の規律を設けるものとしつつ，他の事件類型については，

明文の規律を設けないものとするなど、【甲A案】、【甲B案】を組み合わせた規律とすることも、引き続き検討する。

(注5) ただし書については、日本の裁判所に管轄権が認められる場合を限定するため、事件と日本との間に管轄が認められるべき密接関連性があるということができるだけ財産が日本国内にあるときに限るものとするなど、その要件の在り方について、引き続き検討する。

(注6) 【甲B案】においては、その審判により又はその審判に続き、遺産に含まれる財産の管理や当該財産に係る鑑定人の選任等、当該財産の管理がされることが想定される事件類型を列挙しているが、列挙する事件の過不足については、引き続き検討する。

(注7) 【甲B案】は、当該規律により日本の裁判所に管轄権が認められ、申立ての全部又は一部を認容する審判がされた場合における当該審判について、その効力が日本国内にある財産に限られるか否かは、解釈に委ねることを前提としているが、この点については引き続き検討する。

(注8) 遺産の分割に関する審判事件とは、遺産の分割、遺産の分割の禁止及び寄与分を定める処分の各審判事件をいい（家事事件手続法別表第二の12の項から14の項まで）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注9) 遺産の分割に関する審判事件について合意による管轄を認めるものとする場合、合意の主体、方式等の要件及び付加的要件の要否については、引き続き検討する。

(注10) 推定相続人の廃除の審判又は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件とは、家事事件手続法別表第一の88の項の事項についての審判事件をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。具体的には、試案によると、被相続人が、その住所地である日本において推定相続人の廃除の審判の申立てをしたが、同審判事件の係属中に住所を外国へ変更し、外国で死亡した場合は、日本においてのみ、推定相続人の廃除の審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判をすることができる。

(10 についての後注) 相続に係る審判事件については、これに含まれる特定の類型の事件の国際裁判管轄につき、④のように、その事件については①及び②の規律の適用を排除し、別途、固有の管轄原因を認める規律ではなく、①及び②の規律の適用に加え、その事件に固有の管轄原因を付加して認めるものとする規律を設けることも考えられる。そのような規律の要否及び設ける場合の具体的内容につき、引き続き検討する（例えば、相続の放棄の申述の受理の審判事件（家事事件手続法別表第一の95の項。外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。）について、

裁判所は相続人の住所地が日本国内にあるときも管轄権を有するものとする規律などを設けるべきか否か。)

第2 事件類型に応じた特有の管轄原因を設けることの是非（中間試案10の注6及び10についての後注関係）

1 相続の承認及び放棄に関する審判事件について

(1) 前提

相続の承認及び放棄に関する審判事件（家事事件手続法別表第一の89の項から95の項）に含まれる、「相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長」の審判事件（同法別表第一の89の項。外国法において当該事件に相当するものと解されるものを含む趣旨である（以下同じ。）。）、「相続の放棄の申述の受理」の審判事件（同法別表第一の95の項）、「限定承認の申述の受理」の審判事件の審判事件（同法別表第一の92の項）及び「限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理」の審判事件（同法別表第一の91の項）の国際裁判管轄について、中間試案10①及び②の規律の適用を排除し、別途、固有の管轄原因を認める規律、又は、中間試案①及び②の規律の適用に加え、その事件に固有の管轄原因を付加して認めるものとする規律を設けることの要否及び仮にそのような規律を設ける場合のその内容をどのように考えるかが問題となる。

(2) 「相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長」、「相続の放棄の申述の受理」及び「限定承認の申述の受理」の各審判事件について

ア 部会資料8-3の補足説明において提示した試案

裁判所は、相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長、相続の放棄の申述の受理及び限定承認の申述の受理の各審判事件について、相続人（ただし、限定承認の申述の受理の審判事件にあっては、相続人が数人あるときは、それらのすべて）の住所地が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

イ 説明

(ア) 「相続の放棄の申述の受理」の審判事件（家事事件手続法別表第一の95の項）について、相続人の住所地における申述を認めるべき必要性が高いとする意見があったことを踏まえれば、被相続人の住所地等（中間試案10①）に加え、相続人の住所地を管轄原因とする規律を設けることが考えられる。

このことは、相続の放棄の申述の前段階に位置付けることができ

る「相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長」の審判事件（同法別表第一の 89 の項）についても同様である。

- (イ) 「限定承認の申述の受理」の審判事件（家事事件手続法別表第一の 92 の項）についても、基本的には「相続の放棄の申述の受理」の審判事件と同様に考えることができるものと思われる。ただ、民法 923 条が、相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる旨規定していること、仮に、相続人全員が共同しなくとも限定承認の申述を行うことのできる外国法制があるとしても、一部の相続人の住所地が日本国内にあるときに日本の裁判所の管轄権を認めるものとするのは過剰であると評価することも考えられることなどから、被相続人の住所地等が日本国内にあるとき（中間試案 10①）に加え、相続人が数人あるときはそれらの全ての住所地が日本国内にあるときにも、日本の裁判所の管轄権を認めるものとする内容の規律を設けることが考えられる。

なお、「相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長」に含まれる限定の承認をすべき期間の伸長について、日本法においては、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる旨の規定は存在せず、むしろ、相続人が数人いる場合には、民法第 915 条第 1 項に定める 3 か月の期間は、相続人がそれぞれ自己のために相続の開始があったことを知った時から各別に進行するものと解され（最高裁判所昭和 50 年(オ)211 号同 51 年 7 月 1 日第一小法廷判決・裁判集民事 118 号 229 頁参照）、また、仮に外国法において同様の制度があるとしても、限定の承認をすべき期間の伸長は相続人ごとにされるべきであると評価することも考えられることから、相続人が数人あるときはその全ての住所地でなければ管轄を認めないものとはしないことが考えられる。

- (ウ) 前記アの試案は、以上の考え方を踏まえたものであるが、このような内容の規律を設けることの要否につき、どのように考えるか。

(3) 限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理の審判事件

「限定承認の申述の受理」の審判事件及び「相続の放棄の申述の受理」の審判事件については、それぞれの審判の後に、「限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理」の審判（家事事件手続法別表第一の 91 の項）の申立てがされ得る。そこで、限定承認の取消しの申述の受理の審判については、「限定承認の申述の受理」の審判がされた法廷地とは異なる法廷地でされることは想定されておらず、相続の放棄の取消しの申述の受

理の審判については、「相続の放棄の申述の受理」の審判がされた法廷地とは異なる法廷地でされることは想定されていないなどと考えた上で（国内管轄につき同法第 201 条第 1 項参照）、次のような規律を設けることにつき、どのように考えるか。

裁判所は、限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理の審判事件について、日本において限定承認又は相続の放棄の申述の受理の審判があったときに限り、管轄権を有するものとする。

（参照条文）

○ 家事事件手続法

第二百一条 相続の承認及び放棄に関する審判事件（別表第一の八十九の項から九十五の項までの事項についての審判事件をいう。）は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2～10 （略）

（参考）上記のような内容の規律を設ける場合、限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理の審判事件については、中間試案①において、被相続人の住所地等に管轄を認める事件類型から除外する旨を明示し、かつ、中間試案②の【甲 A 案】及び【甲 B 案】において、遺産に含まれる財産の所在地に管轄を認める事件類型からも除外する旨を明示することが考えられる。

2 遺産に含まれる財産の管理や当該財産に係る鑑定人の選任等を内容とする事件について

(1) 前提

「限定承認の申述の受理」の審判事件（家事事件手続法別表第一の 92 の項）及び「相続の放棄の申述の受理」の審判事件（同法別表第一の 95 の項）並びに中間試案 10②【甲 B 案】において列挙した「財産分離」の審判事件（同法別表第一の 96 の項）、「相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分」の審判事件（同法別表第一の 99 の項）及び「遺言執行者の選任」の審判事件（同法別表第一の 104 の項）については、日本法の規律を参考にすると、これらの事件における審判に続いて、後記(2)以下のとおり、遺産に含まれる財産の管理や当該財産に係る鑑定人の選任等の審判の申立てがされ得るところ、その国際裁判管轄について、どのように考えるかが問題となる。

(2) 限定承認の場合における鑑定人の選任及び限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任の各審判事件

「限定承認の申述の受理」の審判事件については、その審判に続き、「限定承認の場合における鑑定人の選任」の審判（家事事件手続法別表第一の93の項）及び「限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任」の審判（同法別表第一の94の項）の申立てがされ得る。そこで、「限定承認の場合における鑑定人の選任」の審判及び「限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任」の審判は、いずれも、「限定承認の申述の受理」の審判がされた法廷地と異なる法廷地でされることは想定されていないなどと考えた上で（国内管轄につき同法第201条第2項及び第3項参照）、次のような規律を設けることにつき、どのように考えるか。

裁判所は、限定承認の場合における鑑定人の選任及び限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任の各審判事件について、日本において限定承認の申述の受理の審判があったときに限り、管轄権を有するものとする。

(参照条文)

○ 家事事件手続法

第二百一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、限定承認の場合における鑑定人の選任の審判事件（別表第一の九十三の項の事項についての審判事件をいう。）は、限定承認の申述を受理した家庭裁判所（抗告裁判所が受理した場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。

3 家庭裁判所（抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合にあっては、その裁判所）は、相続人が数人ある場合において、限定承認の申述を受理したときは、職権で、民法第九百三十六条第一項の規定により相続財産の管理人を選任しなければならない。

4～10 (略)

(参考) 上記のような内容の規律を設ける場合、限定承認の場合における鑑定人の選任及び限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任の各審判事件については、中間試案①において、被相続人の住所地等に管轄を認める事件類型から除外する旨を明示し、かつ、中間試案②の【甲A案】及び【甲B案】において、遺産に含まれる財産の所在地に管轄を認める事件類型からも除外する旨を

明示することが考えられる。

(3) 財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分及び財産分離の場合における鑑定人の選任の各審判事件

「財産分離」の審判事件については、その審判に続き、「財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分」の審判（家事事件手続法別表第一の97の項）及び「財産分離の場合における鑑定人の選任」の審判（同法別表第一の98の項）の申立てがされ得る。そこで、「財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分」の審判及び「財産分離の場合における鑑定人の選任」の審判については、「財産分離」の審判がされた法廷地と異なる法廷地でされることは想定されていないなどと考えた上で（国内管轄につき同法第202条第1項第2号及び第3号参照）、次のような規律を設けることにつき、どのように考えるか。

裁判所は、財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分及び財産分離の場合における鑑定人の選任の各審判事件について、日本において財産分離の審判があったときに限り、管轄権を有するものとする。

(参照条文)

○ 家事事件手続法

第二百二条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める裁判所の管轄に属する。

- 一 財産分離の審判事件（別表第一の九十六の項の事項についての審判事件をいう。次号において同じ。） 相続が開始した地を管轄する家庭裁判所
- 二 財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の九十七の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。） 財産分離の審判事件が係属している家庭裁判所（抗告裁判所に係属している場合にあつてはその裁判所、財産分離の裁判確定後にあつては財産分離の審判事件が係属していた家庭裁判所）
- 三 財産分離の場合における鑑定人の選任の審判事件（別表第一の九十八の項の事項についての審判事件をいう。） 財産分離の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が財産分離の裁判をした場合にあつては、その第一審裁判所である家庭裁判所）

2・3 (略)

(参考) 上記のような内容の規律を設ける場合、財産分離の請求後の相続財産の管

理に関する処分及び財産分離の場合における鑑定人の選任の各審判事件については、中間試案①において、被相続人の住所地等に管轄を認める事件類型から除外する旨を明示し、中間試案②の【甲A案】及び【甲B案】において、遺産に含まれる財産の所在地に管轄を認める事件類型からも除外する旨を明示する規律とすることが考えられる。

(4) 相続人の不存在の場合における鑑定人の選任の審判事件

「相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分」に含まれる相続財産の管理人の選任の審判事件については、その審判に続き、「相続人の不存在の場合における鑑定人の選任」の審判（家事事件手続法別表第一の100の項）の申立てがされ得る。そこで、「相続人の不存在の場合における鑑定人の選任」の審判については相続財産の管理人の選任の審判がされた法廷地と異なる法廷地でされることは想定されていないなどと考えた上で（国内管轄につき同法第203条第2号）、次のような規律を設けることにつき、どのように考えるか。

裁判所は、相続人の不存在の場合における鑑定人の選任の審判事件について、日本において相続財産の管理人の選任の審判があったときに限り、管轄権を有するものとする。

(参照条文)

○ 家事事件手続法

(管轄)

第二百三条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める家庭裁判所の管轄に属する。

- 一 相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の九十九の項の事項についての審判事件をいう。次号及び第二百八条において同じ。） 相続が開始した地を管轄する家庭裁判所
- 二 相続人の不存在の場合における鑑定人の選任の審判事件（別表第一の百の項の事項についての審判事件をいう。） 相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件において相続財産の管理人の選任の審判をした家庭裁判所
- 三 特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件（別表第一の百一の項の事項についての審判事件をいう。次条第二項及び第二百七条において同じ。） 相続が開始した地を管轄する家庭裁判所

(参考) 上記のような内容の規律を設ける場合、相続人の不存在の場合における鑑定人の選任の審判事件については、中間試案①において、被相続人の住所地等に管轄を認める事件類型から除外する旨を明示し、中間試案②の【甲A案】及び【甲B案】において、遺産に含まれる財産の所在地に管轄を認める事件類型からも除外する旨を明示する規律とすることが考えられる。

(5) 遺言執行者に対する報酬の付与、遺言執行者の解任及び遺言執行者の辞任についての許可の各審判事件

「遺言執行者の選任」の審判事件については、その審判に続き、「遺言執行者に対する報酬の付与」の審判（家事事件手続法別表第一の105の項）、「遺言執行者の解任」の審判（同法別表第一の106の項）及び「遺言執行者の辞任についての許可」の審判（同法別表第一の107の項）の申立てがされ得る。そこで、「遺言執行者に対する報酬の付与」の審判、「遺言執行者の解任」の審判及び「遺言執行者の辞任についての許可」の審判については、「遺言執行者の選任」の審判がされた法廷地とは異なる法廷地でされることは想定されていないなどと考えた上で（国内管轄につき同法第209条第1項参照）、次のような規律を設けることにつき、どのように考えるか。

裁判所は、遺言執行者に対する報酬の付与、遺言執行者の解任及び遺言執行者の辞任についての許可の各審判事件について、日本において遺言執行者の選任の審判があったときに限り、管轄権を有するものとする。

(参照条文)

○ 家事事件手続法

(管轄)

第二百九条 遺言に関する審判事件（別表第一の百二の項から百八の項までの事項についての審判事件をいう。）は、相続を開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 (略)

(参考) 上記のような内容の規律を設ける場合、遺言執行者に対する報酬の付与、遺言執行者の辞任についての許可の各審判事件については、中間試案①において、被相続人の住所地等に管轄を認める事件類型から除外する旨を明示し、中間試案②の【甲A案】及び【甲B案】において、遺産に含まれる財産の所在地に管轄を認める事件類型からも除外する旨を明示する規律とすることが考えられる。